

大館市公設総合地方卸売市場事業経営戦略

団 体 名 : 秋田県 大館市

事 業 名 : 地方卸売市場事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

※複数の市場を有する事業にあつては、市場ごとの状況が分かるよう記載すること。

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適	事 業 開 始 年 月 日	昭和46年8月27日
職 員 数	兼任 1 人	市 場 名 称	地方卸売市場
前 回 の 移 転 又 は 再 整 備 年 度	—	次 回 再 整 備 予 定 年 度	—
広 域 化 実 施 状 況	該当なし		
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	—	
	イ 指定管理者制度	—	
	ウ PPP・PFI	—	

(2) 使用料形態

※取扱い種別、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

売 上 高 割 使 用 料 の 概 要 ・ 考 え 方	条例、規則に基づき、卸売業者より徴収している。条例で売上高の3/1000以内としており、現在は卸売業者の経営状況に応じ、売上高の0.75/1000と規則に定めている。	
施 設 使 用 料 の 概 要 ・ 考 え 方	条例、規則に基づき、卸売業者と仲卸業者より徴収している。条例で施設ごとに1㎡の月額単価の上限を定めており、現在は卸売業者等の経営状況に応じ、上限額の4分の1と規則に定めている。	
使 用 料 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平 成 26 年 4 月 1 日	

(3) 現在の経営状況

年間取扱高 (t) ※過去3年度分を記載	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他	合計
	R4	1,442	1,094	2,444	151		5,131
	R5	1,326	1,030	2,656	199		5,211
年間税込 売上高 (百万円) ※過去3年度分を記載	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他	合計
	R4	472	471	1,888	54		2,885
	R5	435	487	1,855	76		2,853
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他	合計
	R4		144.5%		162.4%		43.8%
	R5		144.3%		162.3%		43.1%
経費回収率 ※過去3年度分を記載	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他	合計
	R4		0.0%		0.0%		0.0%
	R5		0.0%		0.0%		0.0%
有形固定資産原価償却率 ※過去3年度分を記載	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他	合計
	R4		100.0%		100.0%		100.0%
	R5		100.0%		100.0%		100.0%
企業債残高対料金収入比率 ※過去3年度分を記載	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他	合計
	R4		0.0%		0.0%		0.0%
	R5		0.0%		0.0%		0.0%

新型コロナウイルス感染症の蔓延による消費低迷からの脱却により、消費が回復しつつあり、徐々に取扱数量が増加したものの、令和6年度においては、日本各地の異常気象に伴い野菜、果実の入荷が不安定で高価格の状態が続いたこと、水産物についてもサンマやハタハタの漁獲不良から仕入れが難しく、また、円安傾向が物価高騰に直結し、結果高価格となったことから、取扱量が減少し、それに伴い売上高が減額となった。

経営指標では、施設の老朽化により、一時的な大規模修繕や将来の建物調査を実施したことから、経常収支比率、経費回収率において、40%台となったものの、積立基金を充てており、他会計へ依存せずに経営している。

有形固定資産減価償却率は100%となっている。なお施設設備は、耐用年数を超えて使用している資産である。

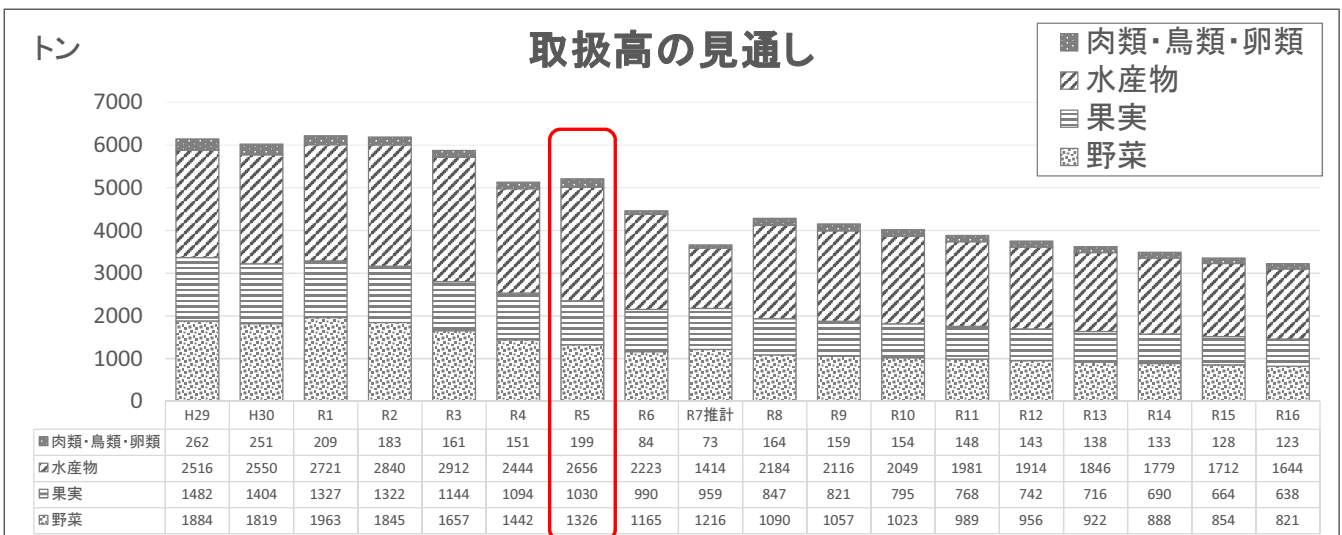
2. 将来の事業環境

(1) 取扱高(t)の見通し

本市場では、人口減少、市場外流通の進展、ライフスタイルの変化に加え、異常気象や為替変動に伴う物価高の影響による消費量の低迷など、流通環境の変化により取扱高が減少傾向であり、この傾向は今後も続くと思われる。

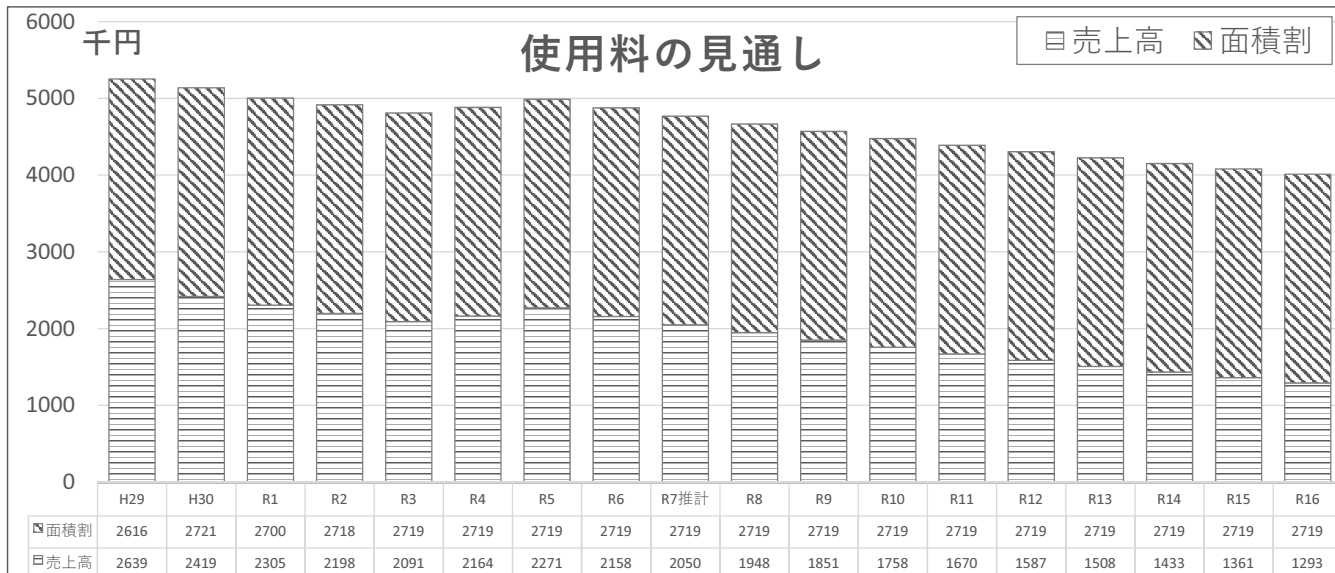
取扱高の推計は、平成29年度から令和7年度推計までの状況を基に算出した。全体として、取扱高は減少傾向にあり、減少幅については、平成29年度から令和5年度にかけては比較的緩やかなものの、令和6年度及び7年度推計については異常気象や物価高などの影響から大きい状況下にある。

これらから、本計画の見直しについては、令和6年度及び7年度推計の傾向は特殊事情として除外し、令和5年度取扱高を基準として平成29年度から令和5年度までの減少率年2.54%を乗じるものとした。



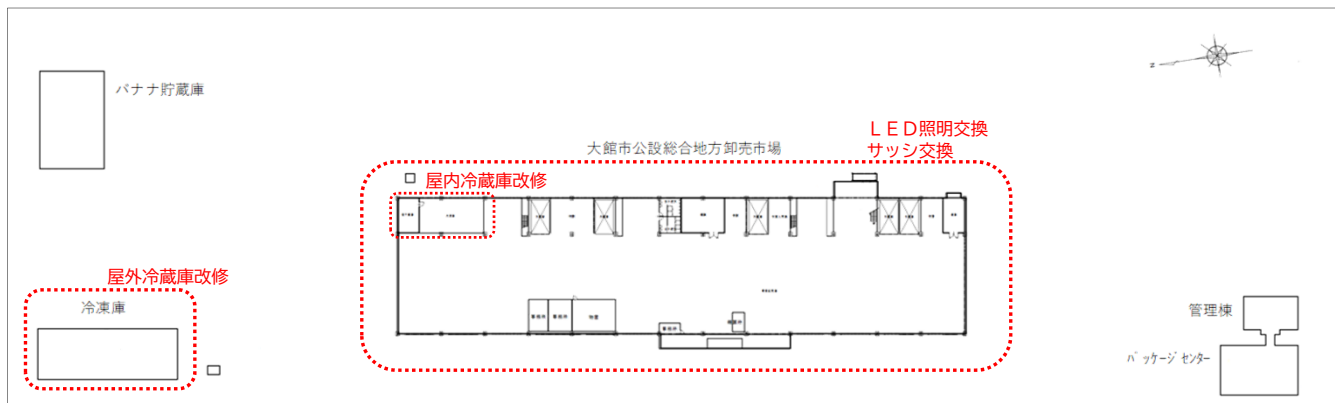
(2) 使用料収入の見通し

本市場の主な使用料収入は、売上高割使用料である「卸売業者市場使用料」、施設使用料である「建物設備使用料」である。卸売業者市場使用料については、取扱高の減少が顕著である反面、物価高騰や適正価格の確保により、大きな減少は生じていない。しかしながら、本計画では厳しいラインを想定する必要があるため、令和7年度推計による対令和6年度売上割合▲0.5%を減少幅として、令和16年度までの売上高を算定した。建物設備使用料については、現在空き状況がなく、すべて使用していることから、今後も横ばいで推移するものとして算定した。



(3) 施設の見通し

本市場施設の大規模改修としては、平成4年度にパッケージセンターを、平成6年度に卸売事業者によるバナナ貯蔵室を新設したほか、令和元年度から令和2年度にかけて、卸売場棟の耐震補強(整備費:9千5百万円)を実施してきた。本経営戦略の計画期間中は、長寿命化に向けた改修を進めることとし、老朽化により機能低下が進み、かつフロンを媒体としている冷蔵設備等を、優先的に改修していく方針としている。



(4) 組織の見通し

本市場は、産業部農政課において管理運営するものとし、専任職員は配置せず、兼務体制による担当者を設置するものとし、卸売事業者との連携を図っていく。人件費については、兼任体制であるため、一般会計からの支出となっている。

3. 経営の基本方針

本市場は、開設から50年以上にわたり、大館市内の住民や事業者のみならず、北秋田市、鹿角市などの近隣地域を対象圏域として生鮮食料品等の安定供給に努めてきた。しかし、卸売市場を取り巻く環境は、急激に変化し、年々厳しさを増している。このような中、本卸売市場の経営の基本方針を次のとおりとする。

- ① 圏域における生鮮食料品等の安定供給基地としての機能の維持
- ② 公正かつ透明性、適正価格による取引環境の確保
- ③ 効果的な市場施設整備計画による長寿命化

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	<ol style="list-style-type: none"> ① 既存施設の必要な改修を優先的に実施する。 ② 特定年度に整備が偏らないように計画し事業費を平準化する。

平成29年に策定した大館市公設総合地方卸売市場施設修繕計画を精査し、次の優先順位により、適切な周期による改修を行うこととする。

- | | | |
|-------------|----------|-------------|
| ①屋外冷蔵庫改修 | 71,800千円 | (令和8～9年度) |
| ②屋内冷蔵庫改修 | 21,000千円 | (令和13～14年度) |
| ③屋内サッシ改修 | 13,000千円 | (令和12年度) |
| ④屋内照明LED化改修 | 14,400千円 | (令和11年度) |

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	
	<ol style="list-style-type: none"> ① 建物使用料収入の現状維持 ② 適正な起債の借入 ③ 一般会計繰入金の確保

・運営財源については、使用料収入を主とし、これまでと同様、一般会計等の他会計からの繰入金に依存しない方向性とする。
 ・高額な設備改修については、適切な起債を選択するとともに、償還財源として施設整備基金や一般会計からの繰入金を確保することとする。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・市場管理に要する体制は、産業部農政課による兼任体制としており、一般会計からの人件費支出としている。
 ・施設運営に必要な委託業務等については、複数年契約により経費削減を図るとともに、業務等の内容を見直し、精査し抑制することとする。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	・卸売事業者と連携した公設民営の継続を基本とし、必要に応じて民間活用等の持続可能な運営方法について、調査研究し検討する。
投資の平準化	・修繕計画に基づき、必要性、優先順位の高い修繕を適切な周期で実施することで、特定年度に整備が偏らないように配慮する。
広域化	・広域化については検討していない。
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使 用 料	・本市場及び卸売事業者の経営安定化を図り、市場使用料の増収に努める。
企 業 債	・適切な施設整備を行うために、財政部門とも連携し、適正な借入を行う。
繰 入 金	・現在、施設使用料等で施設運営を行っており、一般会計から繰入していない。今後も同様の考え方で安定的な運営に努める。 ・今後、施設整備を計画することから、施設整備基金からの繰入金を財源とするほか、各年度の元利償還金について、一般会計からの繰入金を財源として計画する。
資産の有効活用等による収入増加の取組	・市街地に立地しているので、広大な敷地や建物などの資産を活用した収益的事業の可能性について検討する。
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委 託 料	・各種設備保守メンテナンス等の委託料について、業務精査や複数年契約等による金額の抑制を図る。
管 理 運 営 費	・施設の修繕については、安全性や緊急度を踏まえ必要最小限の範囲で実施する。
職 員 給 与 費	・兼務職員であるため、大館市公設総合地方卸売市場事業特別会計からの職員給与費の支出はなし。
その他の取組	

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	卸売市場が有する集荷及び分荷、価格形成等の調整機能は重要であり、本市場は、本市のみならず圏域における事業者や消費者に食品等流通の核として安定的に生鮮食料品等を供給する役割を担う食糧基地として、今後ともこの役割を果たしていく必要がある。
公営企業として実施する必要性	卸売市場は、生鮮食料品等の公正な取引の場であり、特定の取引参加者を優遇する差別的取扱いの禁止のほか、取引条件や取引結果の公表等公正かつ透明を旨とする共通の取引ルールの遵守、安定的な業務運営を行うなどの高い公共性が求められる。 これらを踏まえ、本市場は公営企業として運営する必要があると考えている。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本経営戦略は、計画期間を令和7年度～令和16年度の10年間としているが、中間年度にあたる令和12年度に検証を行う。 また、毎年の決算が確定した後、時点修正を行うとともに収支計画との乖離等について検証し、後年度に影響が出る場合は収支計画を見直すものとする。
---------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算) 見込	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	1,919	△ 350	61	△ 483	120	27	39	△ 44	△ 123	△ 98	△ 170	△ 238
積 立 金 (K)	1,503	29	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
前年度からの繰越金 (L)	1,502	1,918	1,539	1,550	1,017	1,087	1,064	1,053	959	786	638	418
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	1,918	1,539	1,550	1,017	1,087	1,064	1,053	959	786	638	418	130
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 (N)-(O)	1,918	1,539	1,550	1,017	1,087	1,064	1,053	959	786	638	418	130
黒 字 (P)												
赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	162	44	70	91	103	97	42	42	37	33	33	28
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	4,990	4,877	4,769	4,667	4,570	4,477	4,389	4,306	4,227	4,152	4,080	4,012
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)				1,800	71,800	71,600	78,016	83,039	74,462	83,437	72,304	58,948

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算) 見込	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
区 分												
収 益 的 収 支 分					16	646	644	702	747	670	751	651
うち基準内繰入金					16	646	644	702	747	670	751	651
うち基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分						100	3,992	3,989	4,789	5,513	5,567	6,678
うち基準内繰入金						100	3,992	3,989	4,789	5,513	5,567	6,678
うち基準外繰入金												
合 計					16	746	4,636	4,691	5,536	6,183	6,318	7,329